

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き立たる翌日が休日には、
当たるの翌日)

療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険
医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第
二条の規定により告示する。

平成2年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の設立の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二二件)(〃)

土地改良事業の認可(四件)(〃)

保安林の指定の解除予定(四件)(造林課)

准看護婦試験の実施(医務課)

鳥取県告示第九百四十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松本医院	鳥取市末広温泉町四〇一	平成2年十一月一日
新田外科胃腸科	米子市中島三九二一七	"
都田医院	境港市相生町四一	"
中嶋医院	境港市京町四四	"
カスヤ歯科医院	鳥取市若桜町五一	"
樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一	"
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	"
富永産婦人科医院	米子市日原八〇七	平成2年十一月六日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一	平成2年十一月十日
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町一五六一三	平成2年十一月六日

イッシン薬局	米子市富士見町二丁目一二七	平成二年十一月二日
門下歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目六六二	平成二年十一月一日
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	"
医療法人社団新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	"
谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山字榎ヶ坪九六一三七	"

鳥取県告示第九百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
立花 広志	鳥取県第七六六号	平成二年十月二日

鳥取県告示第九百四十四号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢十五号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

日野郡江府町大字宮市一六七河上貞也ほか十四人の者から設立認可申請のあつた江府町土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、平成二年十二月三日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成二年十二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

平成2年十二月十日から二十一日間

三　縦覧に供する場所

鳥取市役所

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十五号

用瀬町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業マチ浦地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月七日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第九百四十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原八号）地区農道整備）を平成二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月七日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第九百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原九号）地区農道整備）を平成二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十二月七日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

四　異議の申出

用瀬町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（松原十号）地区農道整備）を平成二年十二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字上小路ノ式一七〇九の八八
- 二 保安林として指定された目的
- 三 風害の防備
- 三 解除の理由
- 五 指定理由の消滅

鳥取県告示第九百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）宇倍野地区農道整備）を平成二年十二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡郡家町大字郡家字神馬七二〇の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

鳥取県告示第九百五十号

年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

三 土砂の崩壊の防備
解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成2年11月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤崎町大字山川字精進川西平八〇四の一一・字勝田川頭西平八〇七の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡河原町大字布袋字本谷八七三の三から八七三の六まで
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、

鳥取県准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成2年12月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成3年1月7日(月)から同月14日(月)まで(郵送の場合は、平成3年1月14日(月)までの消印のあるものは、有効とする。)

1

試験の日時

平成3年2月22日(金)午前10時から午後3時まで

2

試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

3

受験資格を有する者

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者

- (2) 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者

- (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者

- (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者

- (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

- (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの

4

受験手続

- (1) 受験願書の提出期間

平成3年2月21日～平成3年2月22日

鳥取県 県立 看護 婦人 培養 所

5

受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 4,600円

- (2) 納付方法

(1) て記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙

- (2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

- (3) 試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- ア 受験願書

- イ 履歴書

ウ 写真(出願前6箇月以内に、脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、養成所又は学校において、提出する受験用写真が本人と相違ない旨の証明をしたものであること。なお、養成所又は学校において証明を受けることができない者にあっては、その者が本人と相違ない旨を証する書面を提出すること。

エ 3の(1)又は(2)に該当する者は、修業証明書又は卒業証明書(平成3年に修業し、又は卒業する見込みである者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、同月31日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

オ 3の(3)、(4)、(5)又は(6)に該当する者であるときは、修業証明書、卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し、若しくは外国において看護婦免許を得たことを証する書面

7 平成2年12月7日 金曜日

はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
なお、県外から送付する場合は、現金を送付すること。

6 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県衛生環境部医務課
(電話0857-26-7190) 行うこと。
- (2) 受験願書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合に
あっては、62円切手(4の(3)のウに規定する書面を提出する場合にあ
っては、812円切手)をはったあて先明記の返信用封筒を同封するこ
と。